

# 緑川水系潤川河川整備計画

平成 26 年 6 月

熊 本 県

# 目 次

	頁
第1章 潤川の概要	1
1-1 流域及び河川の概要	1
1-2 治水と利水の沿革	6
第2章 潤川の現状と課題	8
2-1 治水の現状と課題	8
2-2 河川の利用及び河川環境の現状と課題	9
第3章 河川整備計画の目標に関する事項	12
3-1 河川整備計画の対象区間	12
3-2 河川整備計画の対象期間	13
3-3 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	14
3-4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	16
3-5 河川環境の整備と保全に関する目標	16
第4章 河川の整備の実施に関する事項	17
4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要	17
4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	19
第5章 川づくりの進め方	22
5-1 河川愛護意識等の普及及び啓発	22
5-2 河川整備のための連携の重視	22
5-3 河川情報の共有化の推進	22

## 第1章 潤川の概要

## 1-1 流域及び河川の概要

潤川は、その源を宇城市松橋町古保山付近に発し、西流して宇土市の南端に位置する立岡池・花園池に流入し、下流域の水田地帯を貫流し、熊本市富合町の国道3号下流で五双川と合流し、JR 鹿児島本線を横断して浜戸川の約4km200付近に合流する流域面積18.4km<sup>2</sup>、流路延長8.5kmの一級河川です。

その流域は、溪流景観、農村景観、田園景観が、上流から下流にかけて順に形成されており、上流域にある台地部は、宇城鳥獣保護区に指定され、花園池・立岡池の上流部には、貴重な特定植物群落や昆虫類が生息する区域がある等、豊かな自然環境に恵まれています。



写真 1-1-1 潤川下流部



写真 1-1-2 潤川中流部



写真 1-1-3 潤川上流部

第1章 潤川の概要

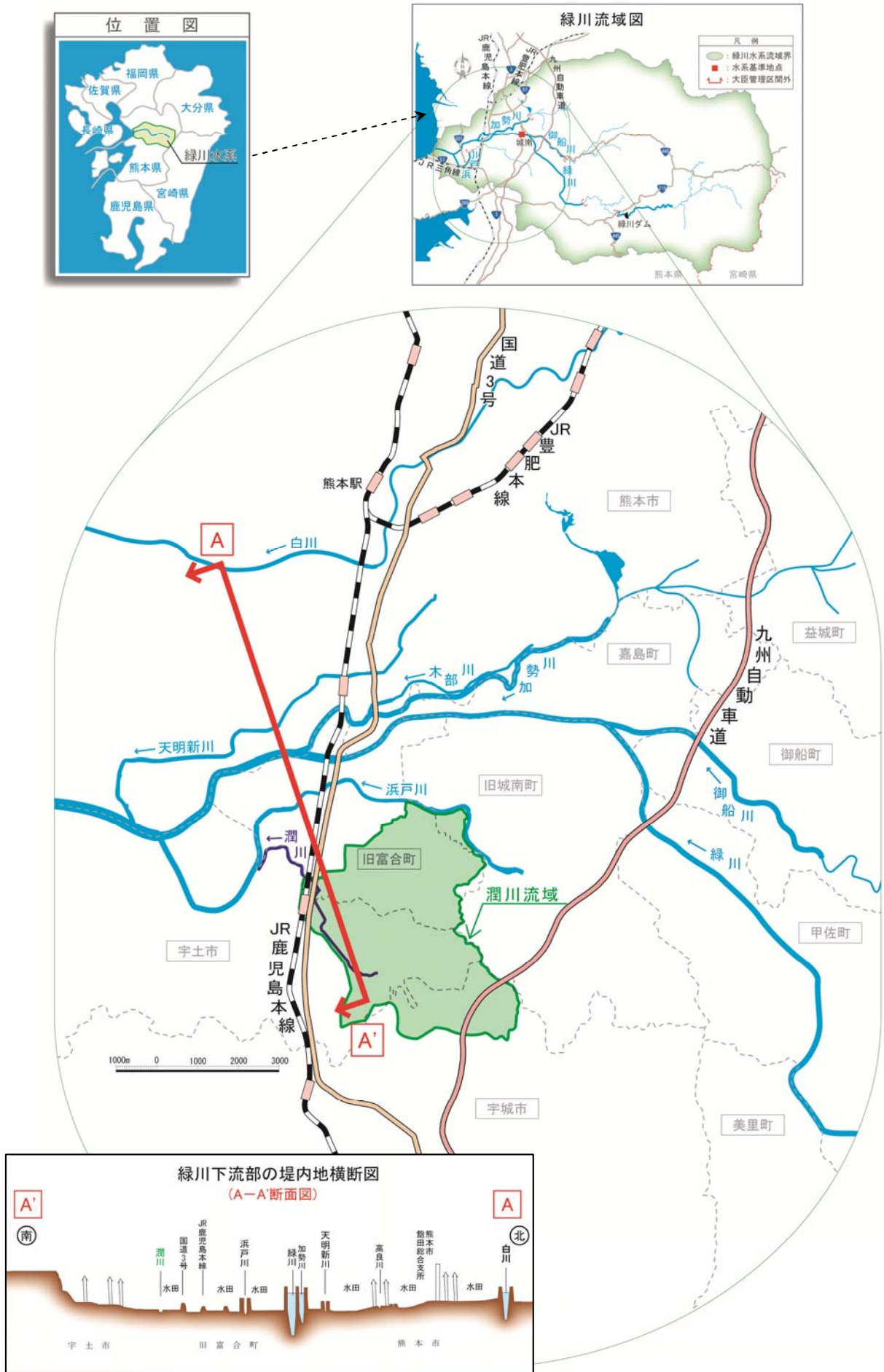


図 1-1-1 潤川流域位置図

1-1 流域及び河川の概要

1. 地形・地質

潤川が位置する<sup>みどり</sup>緑川流域の地形は、上流部を標高1,500m前後の急峻な九州山地に囲まれ、中流部は山地部から段丘が発達した細長い平地となっており、下流部には広大な熊本平野が広がります。

潤川が合流する浜戸川をはじめ、下流部は低平地となっており、河床勾配も比較的緩やかな勾配となっています。

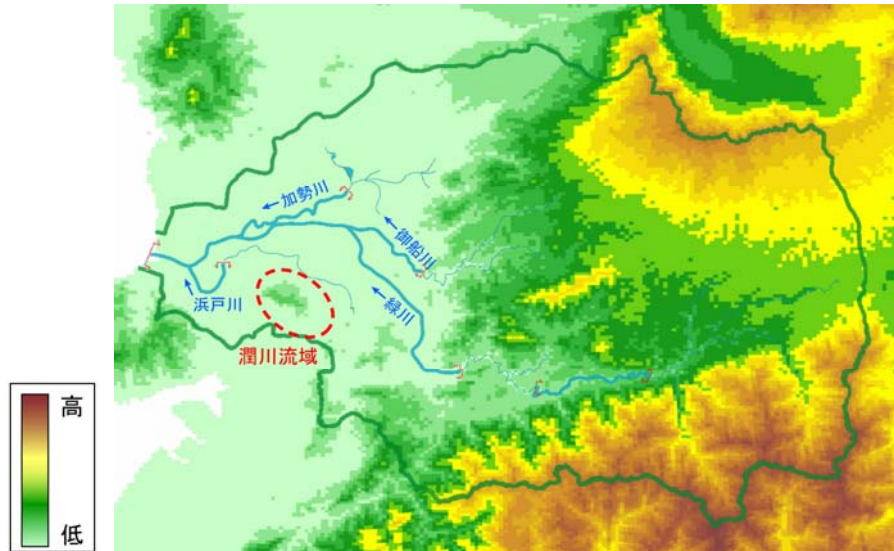
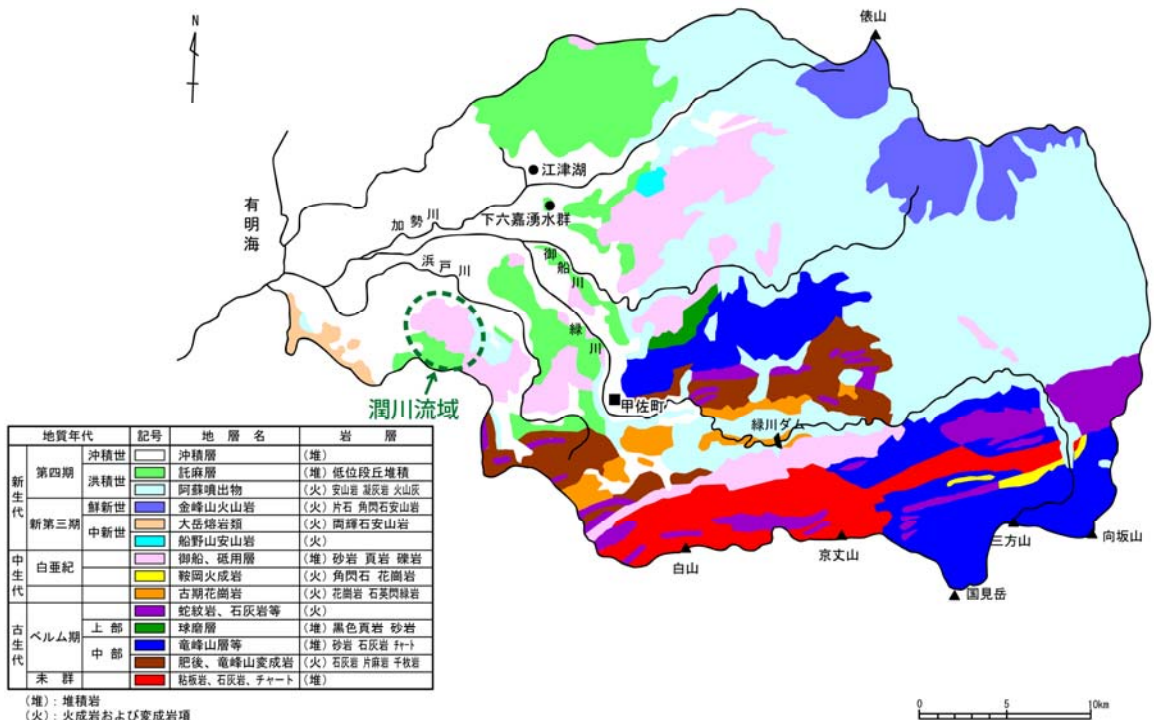


図 1-1-2 緑川流域の地形状況

(出典：国土数値情報)

また、緑川下流部では主に沖積層からなる熊本平野が形成されており、潤川流域付近の地質としては、<sup>たくま</sup>託麻層や<sup>みふね</sup>御船・<sup>ともち</sup>砥用層といった堆積岩の分布が確認されます。



(出典：「熊本県地質図」財団法人深田地質研究所調査編集)

図 1-1-3 緑川流域地質図

2. 気候・気象

潤川の位置する緑川流域は九州の中央部に位置し、東に九州山脈、西は有明海に面しているため、流域の気候は、比較的温暖多雨地帯に属しています。

年平均降水量は、平野部で2,000mm前後となっており、降水量は6月～7月の梅雨期に集中しています。また、年平均気温は16～17℃で、九州の他の地域とあまり変わりませんが、気温の日較差、年較差は他の地域より大きく、盆地気候の特徴を有しています。

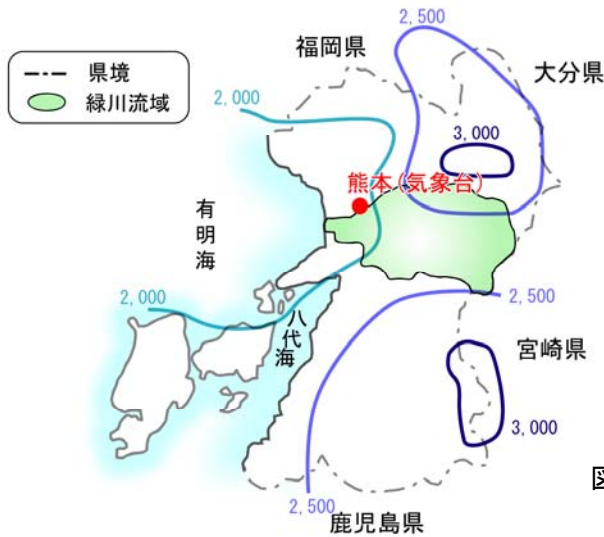


図 1-1-4 熊本県の年平均降水量の分布

(1971年から2000年までの平均)  
出典：「熊本地方気象台 ホームページ」

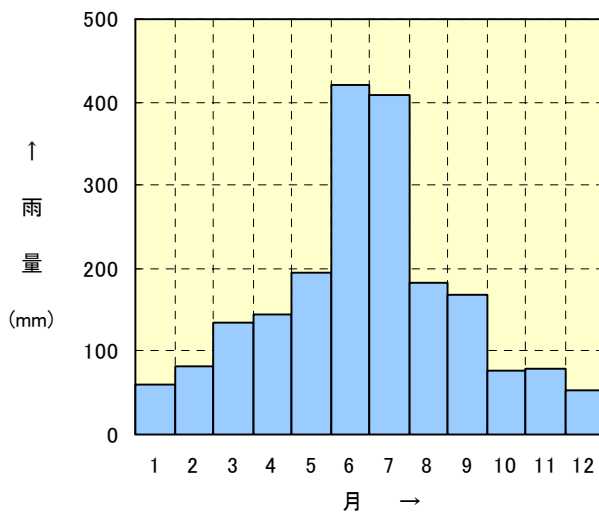


図 1-1-5 地方気象台における月別平均降水量

(1982年から2011年(30年間)の平均)  
出典：「気象庁データ(熊本観測所)」

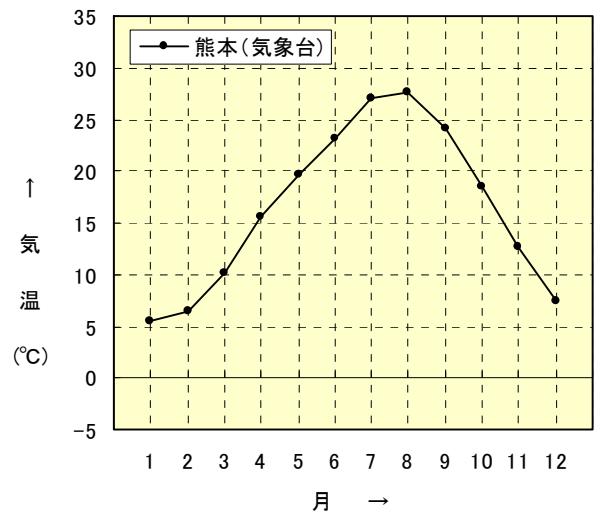


図 1-1-6 地方気象台における月別平均気温

(1971年から2000年までの平均)  
出典：「理科年表 国立天文台編 (2006年)」

### 3. 土地利用状況

潤川の土地利用について、上流部は主として山地等が多く、洪水はん濫が想定される下～中流部では、その大半を宅地と田畑が占めています。

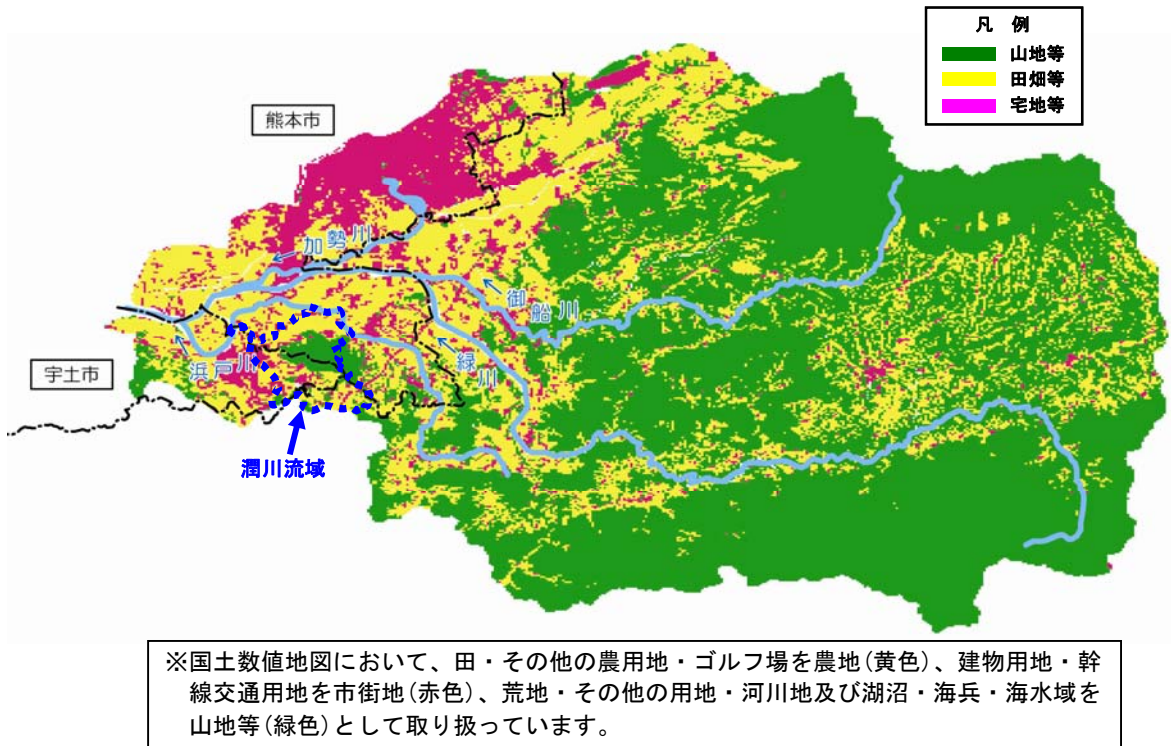
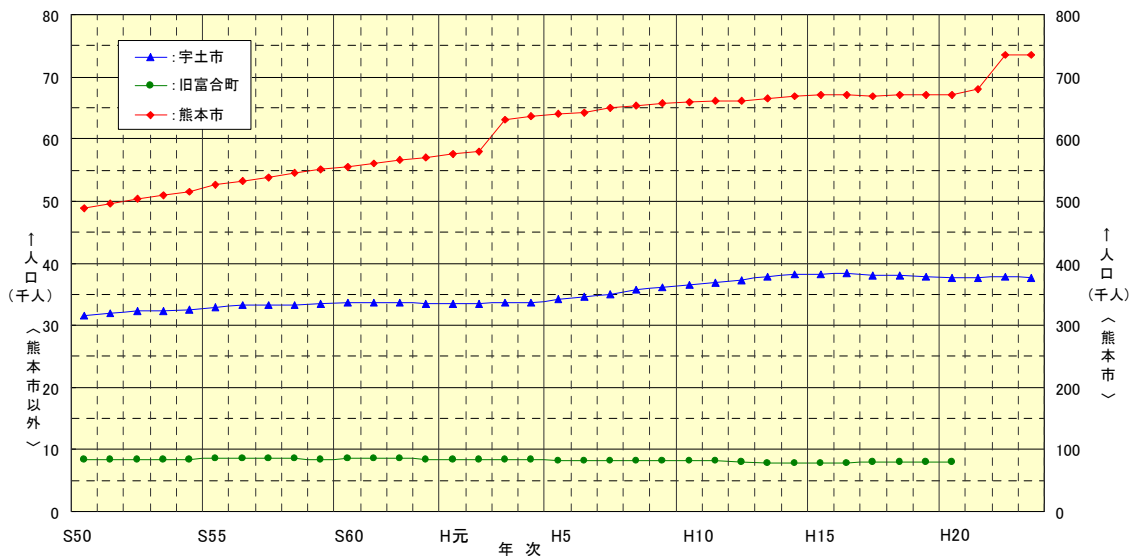


図 1-1-7 緑川流域における土地利用図

(出典：国土数値地図 H18 土地利用メッシュデータ)

### 4. 人口

近年、市街地近郊等において都市化、宅地化の進展が著しく、潤川流域内で人口が最も集積する宇土市の総人口も平成年代当初と比べて増加の傾向を示しており、その人口は平成 23 年 10 月時点で約 4 万人に達しています。



※出典：県統計調査課資料

図 1-1-8 関連市町村における人口推移

## 第1章 潤川の概要

### 1-2 治水と利水の沿革

#### 1. 治水の沿革

##### (1) 治水事業の沿革

現在実施されている改修は昭和 60 年から着工され、堤防や護岸の整備、河道の掘削等が行われています。

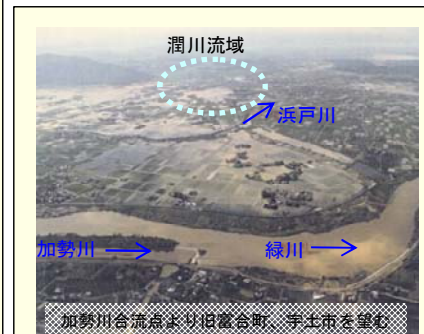
##### (2) 既往洪水の概要

潤川は、低平地である緑川流域下流部に位置しており、昭和 57 年 7 月洪水をはじめ過去から幾度となく浸水被害に見舞われています。近年においても、平成 7 年 7 月、平成 9 年 7 月、平成 18 年 6 月、平成 19 年 7 月等に洪水被害が頻発し、地域にとって深刻な状況が続いています。

(昭和47年7月)



(昭和57年7月)



(平成23年6月)



写真 1-2-1 浸水状況写真



表 1-2-1 潤川流域における過去の主な浸水被害状況

洪水年月日	浸水家屋(戸)			浸水面積(ha)	被害総額(千円)
	床上	床下	計		
昭和57年7月5日	31	208	239	449.6	800,563
昭和62年7月11日	0	6	6	31.2	1,286
平成7年6月30日	0	18	18	53.1	10,314
平成9年7月2日	0	27	27	83.8	23,341
平成10年7月18日	0	27	27	83.8	38,986
平成13年8月19日	0	2	2	0.3	2,153
平成18年6月21日	0	0	0	0.1	6,822
平成19年7月5日	0	16	16	0.4	18,683

出典：水害統計(建設省河川局)



※この地図の出典は、国土地理院発行の5万分の1地形図(熊本)です。

図 1-2-1 浸水実績範囲

## 2. 利水の沿革

潤川の水は、古閑堰(3k800 付近)等により流域のかんがい用水として利用されています。

## 第2章 潤川の現状と課題

### 2-1 治水の現状と課題

#### 1. 洪水対策

潤川流域は、下流部に宇土市や熊本市(旧富合町)の市街地を有しており、ひとたびはん濫すると甚大な被害が発生する恐れがありますが、未改修等のため洪水の流下断面が著しく不足する箇所が多く残っており、治水安全度の向上に向け、早急かつ着実な河川整備の実施が必要であります。

#### 2. 内水対策

潤川は低平地に位置しており、背後地の地盤高が洪水時の河川水位に比べて低く、内水はん濫による被害が生じやすい地形特性となっており、近年においても、相次いで内水被害が発生しています。

そのため、今後も国、関係自治体等と連携を図りながら、効果的な内水被害の軽減対策を実施していく必要があります。

#### 3. 維持管理

##### (1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設については、築造後、ある程度の年数が経過した施設が多く、護岸等の老朽化も進んでいます。

そのため、機能の維持や安全性の確保を図るため、必要に応じた強化対策を実施していく必要があります。

##### (2) 河道の維持管理

河道内に堆積した土砂や繁茂した樹木は、流下能力の低下や確実な河川管理施設等の操作に支障を及ぼすことがあります。そのため、これらを適切に管理していく必要があります。

#### 4. 危機管理対策

潤川に対する抜本的な治水対策には、今後、長期間を要しますが、一方で、近年では全国各地で記録的な集中豪雨による洪水被害が頻発し、大河川だけでなく中小河川でも集中豪雨対策の重要性が高まっているところです。

よって、河川整備などのハード対策と併せて、洪水によるはん濫が発生しても被害を最小限に抑えることができるよう、地域住民が迅速かつ的確に避難できる体制の整備など、関係自治体や気象台等と連携したソフト対策についても拡充していく必要があります。

2-2 河川の利用及び河川環境の現状と課題

1. 河川利用

(1) 河川水の利用

河川水は水田かんがい用水等に利用されています。

(2) 河川空間の利用

河川空間利用としては、地域住民が、河岸沿いを散策やジョギング等に活用されているほか、下流部の一部地域ではウナギ漁等も行われています。

2. 河川環境

潤川の植生は、感潮域にヨシ、アイアシの狭い帯状群落などが確認される他、満潮時に冠水する砂泥帯に特定種のタコノアシ（環境省 RL：準絶滅危惧、熊本県 RL：絶滅危惧Ⅱ類）が群生しています。また、上流側は、河道が蛇行している区間にヨシやマコモの群落が見られる他は、僅かな洲が存在する程度であります。さらに上流側では植生が豊富となり、水際にはキシウズズメノヒエ群落、浅水中にはマコモの帯状群落が見られます。

魚類相は、汽水～感潮域ではボテ、ウロハゼ等が生息し、淡水域ではメダカ（環境省 RL：絶滅危惧Ⅱ類）やカワヒガイ（環境省 RL：準絶滅危惧、熊本県 RL：準絶滅危惧）といった特定種の生息場になっています。

鳥類は、上流側ではアオサギ、カワセミなど、下流側ではタゲリ、ハクセキレイなど、その中間区間では、カルガモ、アオジが見られるものの、注目すべき特定種等は確認されていません。

表 2-2-1 潤川的重要種一覧

生物	No.	科名	種名	重要種の選定基準 <sup>注)</sup>	
				1	2
魚類	1	コイ科	ゲンゴロウブナ(※1)	EN	
	2		イモシジコ(※1)	CR	
	3		ニッポンハナダコ(※1)	CR	CR+EN
	4		ワカ(※1)	CR	
	5		ハス(※1)	VU	
	6		カワヒガイ	NT	NT
	7	メダカ科	メダカ(※2)	VU	
	8	ハゼ科	アジシロハゼ		CS
底生動物	9	テナガエビ科	テナガエビ		NT
植物	10	多年生広葉草本群落	クノアジ	NT	VU
	11	ヨシ群落(単子葉草本群落)	セイヨクヨシ		NT

注) 重要種の選定基準  
 1 環境省版レッドリスト  
 2 熊本県版レッドデータブック

【1.環境省版レッドリスト】  
 絶滅<EX>、野生絶滅<EW>、  
 絶滅危惧Ⅰ類<CR+EN>、  
 絶滅危惧ⅠA類<CR>、  
 絶滅危惧ⅠB類<EN>、  
 絶滅危惧Ⅱ類<VU>、  
 準絶滅危惧<NT>、  
 情報不足<DD>、  
 絶滅のおそれがある地域個体群<LP>

【2.熊本県版レッドデータブック】  
 絶滅<EX>、野生絶滅<EW>、  
 絶滅危惧Ⅰ類<CR+EN>、  
 絶滅危惧ⅠA類<CR>、  
 絶滅危惧ⅠB類<EN>、  
 絶滅危惧Ⅱ類<VU>、  
 準絶滅危惧<NT>、  
 情報不足<DD>、  
 絶滅のおそれがある地域個体群<LP>、  
 要注目種<CS>

(※1)：国内移入種のため、本文中、特定種の代表例としては未記載  
 (※2)：メダカについては、既存資料にある写真によりメダカ南日本集団である可能性があるためメダカ南日本集団のデータを記載している。

表 2-2-2 重要種選定基準

区分	選定基準	文献名	作成者	年度	内容	選定対象 〈内略号〉
環境省版レッドリスト・レッドデータブック	1	環境省版第4次レッドリスト	環境省	2012年 2013年	哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、クモ形類・甲殻類等、植物Ⅰ、植物Ⅱ	絶滅<EX>, 野生絶滅<EW>, 絶滅危惧Ⅰ類<CR+EN> 絶滅危惧ⅠA類<CR> 絶滅危惧ⅠB類<EN> 絶滅危惧Ⅱ類<VU> 準絶滅危惧<NT> 情報不足<DD> 絶滅のおそれがある地域個体群<LP>
		改訂・日本の絶滅のおそれのある野生動物-レッドデータブック	環境省 環境庁	2000年 2002年 2003年 2005年 2006年		
熊本県版レッドデータブック	2	改定・熊本県の保護上重要な野生動植物レッドデータブックくまもと2009	熊本県	2009	椎管束植物、藻類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、淡水魚類、昆虫類、クモ類、陸産貝類、海洋生物	絶滅<EX>, 野生絶滅<EW>, 絶滅危惧Ⅰ類<CR+EN> 絶滅危惧ⅠA類<CR> 絶滅危惧ⅠB類<EN> 絶滅危惧Ⅱ類<VU> 準絶滅危惧<NT> 情報不足<DD> 絶滅のおそれがある地域個体群<LP> 要注目種<CS>

環境省レッドリスト、熊本県レッドデータブックにおけるカテゴリー区分の定義

- 絶滅危惧
  - ◎絶滅危惧Ⅰ類-絶滅の危機に瀕している種
    - 絶滅危惧ⅠA類-ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
    - 絶滅危惧ⅠB類-ⅠA類程ではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
  - ◎絶滅危惧Ⅱ類-絶滅の危険が増大している種
- 準絶滅危惧-現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては絶滅危惧に移行する可能性のある種
- 情報不足-評価するだけの情報が不足している種

### 3. 河川の水質

緑川水系浜戸川、潤川の水質汚濁に係わる環境基準の類型指定は、下表に示すとおりで、浜戸川はB類型に指定されています。潤川は、環境基準の類型指定はされていません。

熊本県水質調査報告書(熊本県環境白書)によると、浜戸川では大曲(平成走潟大橋 2.9k 付近)で水質調査が実施されており、昭和 57 年度～平成 22 年度の経年変化図によると、平成 14 年度以前はほとんどの年度で未達成でしたが、近年、環境基準値を満足した状態で推移しています。

表 2-2-3 環境基準類型指定の状況

指定水系	名称	範囲	類型	達成期間	指定年月日	備考
緑川	浜戸川	緑川への合流点から 左岸：熊本県下益城郡美里町 馬場字大手 1334 番地先 右岸：同町大木 3 番地先	B	ロ	昭和 47 年 12 月 21 日	熊本県
	潤川	類型指定なし	—	—	—	—

注) 1. 類型の欄の記号は環境省告示の(水質汚濁にかかる環境基準について

[昭和 46 年環境庁(現環境省)告示 59 号])

2. 達成期間の分類は次による。

- イ. 直ちに達成
- ロ. 5 年以内で可及的速やかに達成
- ハ. 5 年を越える期間で可及的速やかに達成

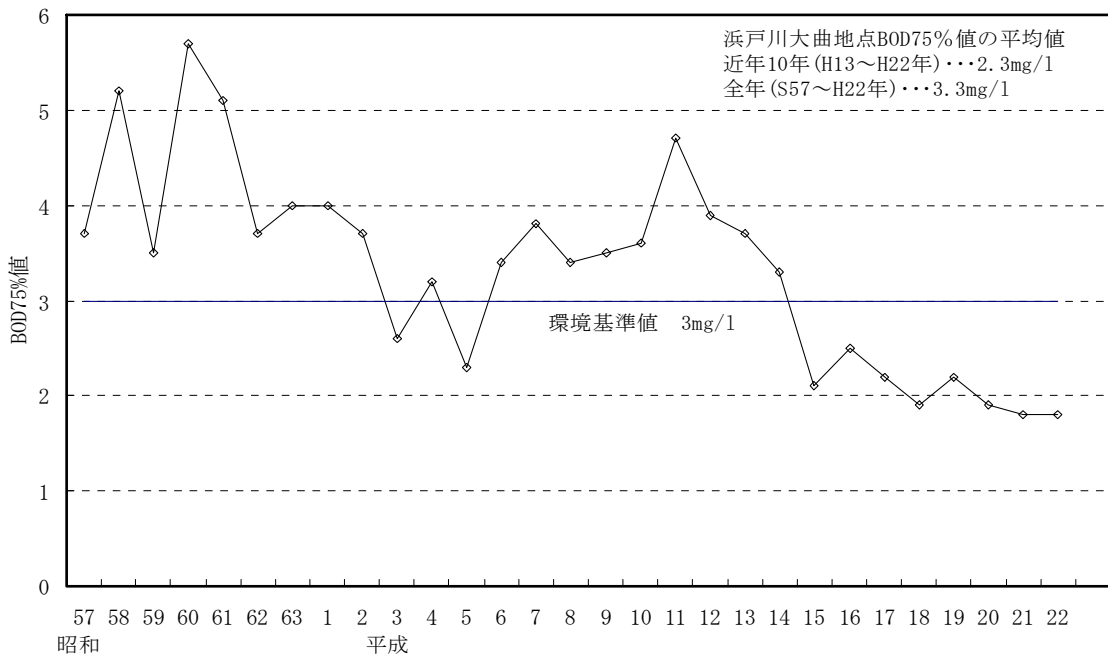


図 2-2-1 浜戸川水質調査結果 (BOD75%値)

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は、以下に示す区間とします。

表 3-1-1 計 画 対 象 区 間 (知事管理区間)

河川名	上流端	下流端	延長 (km)
潤川	左岸 : 宇土市大字花園字榑崎 382 番の 1 地先 右岸 : 同市同大字同字 381 番地先	浜戸川への合流点	5.700



図 3-1-1 緑川水系潤川河川整備計画対象区間

### 3-2 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね30年とします。

なお、本計画は現時点での洪水の実績、流域の社会・経済状況、自然環境状況、河道の状況等に基づき策定したものであり、策定後これらの状況の変化や治水計画、河川環境等に関する新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて点検を行い適宜計画の見直しを行います。

3-3 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

1. 洪水対策

洪水対策に関する整備の目標は、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況などを総合的に勘案して定めることとし、緑川水系河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度や災害ポテンシャル等を考慮しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全性の向上を図ることとします。

これらの考えにより、潤川では既往最大規模相当となる昭和57年7月洪水と同規模の洪水を概ね安全に流下させることを目標とします。

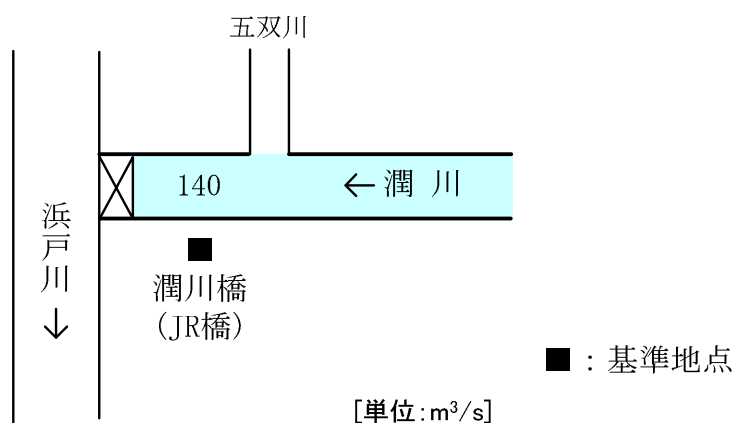


図 3-3-1 河川整備において目標とする流量

2. 堤防の安全性の向上

新設・既設の堤防については、洪水における浸透や浸食及び地震時の耐震に対する所要の安全性向上に努めます。

3. 内水対策

内水対策に関しては、これまでや今後の降雨状況、被害の状況等を踏まえ、必要な箇所において国、関係自治体等と連携しながら被害の軽減を図ります。

4. 維持管理

維持管理に関しては、洪水による災害の防止又は被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸・水門等の河川管理施設や河道の堆積土砂、河床低下、樹林化について適切に管理を行います。



## 5. 危機管理対策

危機管理に関しては、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民と関係機関とが相互に連携・協力して危機管理体制を確立し、整備途上段階での施設能力以上の洪水や整備計画規模を上回る洪水が発生した場合でも、被害を最小限に抑えるよう努めます。

#### 3-4. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川の適正な利用に関しては、取水実態等の変化に配慮しつつ適正な水利使用の調整を行っていきます。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、動植物の生息地又は生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等を総合的に考慮して設定することとしますが、この流量の妥当性を判断するための水文資料が不足していることから、引き続きデータの蓄積に努め、今後さらに検討を行います。

#### 3-5. 河川環境の整備と保全に関する目標

河川空間の利用に関しては、自然との調和を配慮しつつ、人々が川と触れ合い、親しめる、潤いのある水辺空間の整備を目指します。

河川環境の整備と保全に関しては、必要に応じて自然環境や河川の利用状況等に関する調査を行い、治水・利水面との調和を図りながら、良好な河川環境や動植物の生育・生息環境の保全を目指していきます。

第4章 河川整備の実施に関する事項

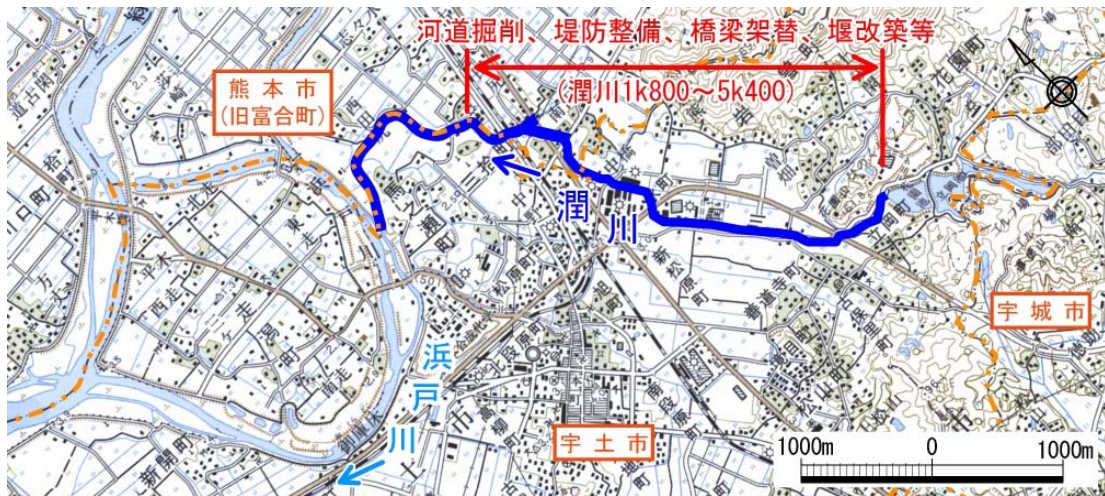
4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 洪水等対策に関する整備

(1) 洪水に対する河道の流下能力向上

河川整備計画の目標流量に対し、河道掘削、堤防整備、橋梁架替、堰改築等により、河道内での安全な流下が図られるよう努めます。

なお、河道内の掘削等に際しては、必要に応じ学識者等の意見を聴きながら、施工中及び施工後のモニタリング調査を行う等、河道の維持及び動植物の生息・生育環境、自然景観に配慮し、順応的・段階的に実施します。



※整備箇所的位置等については、施工性や自然環境・社会環境への影響等を考慮し、変更が生じる場合があります。

図 4-1-1 整備箇所位置図

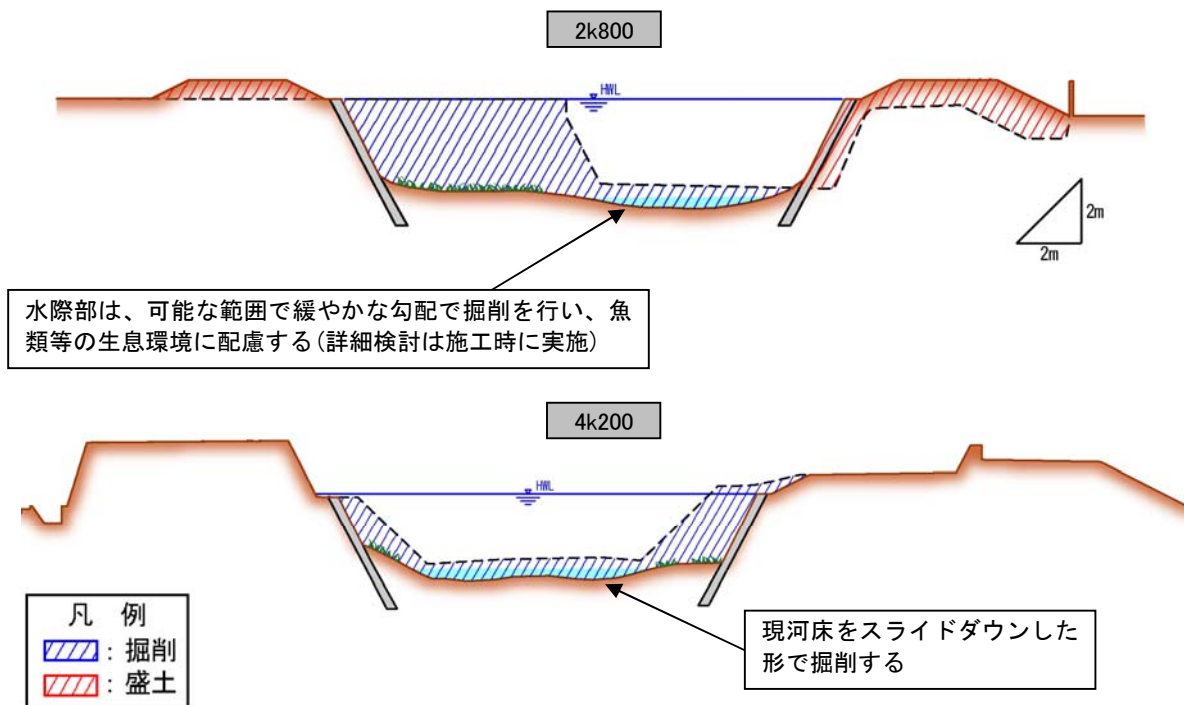


図 4-1-2 河道整備における標準断面図

表 4-1-1 主な河川整備箇所等一覧表

河川名	整備内容	位置	地名
潤川	・河道掘削、堤防整備等	1k800～5k400	熊本市・宇土市
	・新橋(2k300 付近) 他 橋梁架替		熊本市・宇土市
	・古閑堰(3k800 付近) 他 堰改築		宇土市

※整備箇所の位置等については、施工性や自然環境・社会環境への影響等を考慮し、変更が生じる場合があります。

## (2) 内水対策

内水対策については、地域・関係機関等と連携・調整を図りつつ原因の究明及び被害軽減に向けた検討を行います。さらに、各所で発生する内水浸水に迅速かつ効率的に対応するため、国、関係自治体等と連携しながらソフト対策を実施し、被害の軽減に努めます。

## 2. 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備

河川環境の整備の際は、現在の水辺環境を保全しつつ、ふれあいの場、憩いの場など、地域住民にとって貴重な水と緑の空間として親しまれるよう、地域のニーズに応じた整備に取り組んでいきます。

#### 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水による災害の発生の防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全がなされることを目的とします。河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に下記の事項に努めます。

##### 1. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

###### (1) 河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、整備を行うとともに、施設の機能及び質的低下を防ぐため機器の更新及び補修を必要に応じて行います。

また、治水上の安全性を保持するため、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。さらに、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全にも配慮するよう指導します。

###### (2) 堆積した土砂等の管理

河道内の堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川パトロールにより堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら掘削等の維持管理に努めます。

河道内の樹木は、洪水の流下を妨げ、洪水による流倒木は河道閉塞を起し浸水被害等に発展する恐れがあり、また、成長した樹木の根茎の影響により、河川管理施設の変状等悪影響を及ぼすこともあります。このため、樹木の治水機能、動植物の生息・生育・繁殖環境及び景観に配慮し、適切な伐採に努めます。

###### (3) 河川の巡視

河川利用を妨げる不法投棄、不法占用等を防止するため、関係機関と連携して河川巡視の強化を図ります。また、災害による被害が予想される場合や出水後は重点的な巡視を行い、異常箇所を早期発見に努めます。

(4) 防災意識の向上

洪水被害を防止・軽減するためには、河川整備に加えて地域住民一人一人の防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を実行するための広報・支援を行う必要があります。

このため関係機関と協力して平常時から、「熊本県統合型防災情報システム」により河川の水位や監視カメラの画像等、警戒・避難に係わる情報の提供を行うとともに、市町単位の洪水ハザードマップ作成支援に向けて浸水想定区域図の作成などを行い、地域住民の防災意識の啓発・高揚に努めます。

(5) 洪水時等の管理

洪水、地震等による被害の未然防止や軽減を図るため、国、熊本市、宇土市、その他関係機関と連携し、より迅速に情報伝達や水防活動に取り組みます。

また、洪水や地震等により堤防の安全性が損なわれるなど、河川管理施設が損壊した場合には速やかに復旧します。

(6) 危機管理対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生し、はん濫した場合でも被害を最小限に止めるために、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民や、国、熊本市、宇土市、その他関係機関と相互に連携・協力し、危機管理体制の確立に努めます。

## 2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川環境の保全等、流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関との情報連絡体制の整備や「熊本県統合型防災情報システム」の活用等により、雨量や流量等、河川情報のより正確な収集・提供に努めていきます。

また、水質についても定期的な把握に努め、関係機関と連携しながら水質保全についての啓発活動等を行っていきます。

更に、異常な濁水等により、対策が必要となった場合は、国、熊本市、宇土市、その他関係機関と連携して、被害の軽減に努めるとともに、水質事故等についても、河川巡視の実施や、住民・関係機関との連携により、早期の発見と適切かつ迅速な対処に努めることとします。

## 3. 河川環境の整備と保全に関する事項

河川整備にあたっては河川環境、景観の保全に配慮するとともに、身近な自然空間である河川への関心を高め、現在の河川環境を実感できるような体験学習等の実施に努めます。

また、洪水時などに流出したゴミや流草木等については、地域住民や関係機関などと連携し、できるだけ早く処理するよう努めます。

なお、河川区域内の不法投棄や河川敷地の不法占用等は、流水の阻害となるばかりか、河川環境の損失や河川利用の妨げ等、様々な障害を引き起こす原因になります。このため、河川巡視により監視を行って、未然防止に努めるとともに、不法占用については適切な監督処分を行い、不法投棄については熊本市、宇土市や警察などの関係機関と連携し、対応を図ります。

さらに、ボランティア団体等による河川の清掃や美化活動を通じて、ゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発的な取り組みについても実施する等、地域の関係者等との連携による定期的な対策に努めます。

## 第5章 川づくりの進め方

### 5-1 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて、河川愛護、美化意識の普及及び啓発に努め、河川美化、愛護のための組織づくりを促進するとともに、河川に関する広報活動を強化し、地域住民の方の治水、利水、環境に関する意識の向上に努めます。

### 5-2 河川整備のための連携の重視

河川整備をより円滑かつ効果的に推進していくためには、関係機関はもとより沿川の地域住民の理解と協力を得ることが重要です。

そこで、河川の利活用、河川環境に関する地域住民の意見を集約し、学識者等の考えを参考にしながら地域と連携した河川整備の実施に努めます。

### 5-3 河川情報の共有化の推進

住民一人一人が河川の現状と課題を認識し問題解決に当たるためには、河川について広く理解を得てもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのために、パンフレットの配布、イベントの開催、インターネットホームページなど様々な情報伝達手段により、情報の公開・提供等に努めます。